

議 案 提 出 書

件 名 多文化共生社会に係る基本法の制定を求める意見書
(案)

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109条第 6 項及び
長野市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 8 月 21 日

長野市議会議長 寺 沢 さゆり 様

提出者 長野市議会 総務委員会
委員長 松 井 英 雄

多文化共生社会に係る基本法の制定を求める意見書（案）

日本に在留する外国人の数が年々増加している中、地域活性化の新たな担い手として、外国人の更なる活躍が期待される一方、外国人の国籍や活動内容も多様化しており、日常生活や子供の教育、就労等において、言語、習慣等の違いを背景に差別等の問題が生じています。

こうした中、本市においては、外国人との共生を目指した地域社会づくりのため、多言語による情報発信や外国人児童生徒等の日本語教育の充実等、各種施策を展開していますが、多文化共生に係る課題は広範かつ多岐にわたることから、国全体で体系的に進めていく必要があります。

また、今後も、日本に在留する外国人の一層の増加が見込まれることから、外国人が日常生活や職業生活等を日本国民と共に円滑に営むことができるよう環境を更に整える必要があります。

外国人に対する差別が根絶され、人権が守られることで安心して生活でき、外国人が地域や職場で活躍することができる社会の実現に向け、多文化共生に関する国や地方自治体の責務等を明らかにするほか、施策を推進するための財政措置や体制の強化が求められています。

つきましては、下記の事項について強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 外国人が地域社会の構成員として共に生きていくため、外国人の人権が守られるよう、国会及び政府において、多文化共生社会に係る基本法を制定すること。

令和5年8月22日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛

長野市議会議長 寺 沢 さゆり